様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　1月　20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まえだでんどうき  一般事業主の氏名又は名称 前田伝導機株式会社  （ふりがな）こうぜんいちろう  （法人の場合）代表者の氏名 耕　善一郎  住所　〒540-0012  大阪府大阪市中央区谷町1-3-23　大手前愛晃ビル204  法人番号　　　　7120001047402  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXについて | | 公表日 | 2022年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.cmc-maeda.co.jp/dx.html  見出し：当社が考えるDX | | 記載内容抜粋 | 当社は伝導機製品、ゴム・樹脂製品を中心に様々な製品をお客様にご提供してまいりました。  特に近年はゴム・樹脂製品に注力し、常にお客様のニーズに応えられる商品開発を第一に考えてきました。  この考えを大切にし、さらにデジタル技術を活用し当社の持つ技術力と販売力を組み合わせ、お客様のビジネスが競争優位となれるよう支援をしていくとこをビジョンに掲げています。  具体的なデジタル技術の活用においては、当社はDX推進に全社で取り組んでおり、クラウド文章管理や基幹業務システムを組合せリードタイムの短縮や提案手法の変化など、現在のビジネスモデルの変革を推し進めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページの掲載内容については取締役会の承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXについて | | 公表日 | 2022年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.cmc-maeda.co.jp/dx.html  見出し：デジタル技術活用戦略/DX戦略を支える体制/デジタル技術活用の環境整備 | | 記載内容抜粋 | 部門ごとや担当者ごとに偏っていた情報を集約し、顧客に最適な提案を行うため、社内の顧客関係情報を構築します。また、CRM（顧客関係管理）を活用することで、製品の品質および生産性を向上させ、顧客満足度の向上につなげていきます。  さらに、社内の環境整備については、従業員が時間をより有効に活用できるよう、デジタルツールを活用してリソースの確保に取り組んでいます。  CRMの構築  販売システムや他のツールで管理されている顧客関係情報をRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を用いてデータベース化し、情報を一元化しています。  データ活用  構築したCRMを関連部署と共有することで、効率的な営業活動や迅速な顧客サポートを実現しています。また、営業活動情報やサポート情報を蓄積することで、お客様のニーズに迅速に対応できる体制を整えています。  Web会議システムの活用による時間の効率化  当社では、社内および取引先との打ち合わせにおいて、人の表情や声のトーンといった非言語的な情報を重要視しています。これらはメールやチャットツールでは代替できないと考えています。一方で、打ち合わせ場所への移動に多くの時間が取られることも事実です。  そのため、Web会議システムを活用し、移動時間を削減することで、業務効率を向上させています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページの掲載内容については取締役会の承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 見出し：DX戦略を支える体制 | | 記載内容抜粋 | 当社のDX戦略は、代表をはじめとする経営陣が中心となり、情報システムの現状や課題を共有しつつ、今後取り組むべき課題に対して方針の策定や修正を行っています。また、サポート情報や販売情報などを顧客情報として集約し、社内で共有することで、より効果的にお客様を支援する体制を整えてまいります。  ・社内外研修を積極的に行いデジタル技術の知識を習得  社内外研修を通じて、全社的にデジタル技術の知識を向上させ、取り組みに対する理解を深め、新たな価値の創造を目指します。  ・社内研修や掲示板を通じてDX成功事例を全社に通達し共有  デジタル技術を活用する中で、成功事例を社内で共有することで、社内の意識を高め、従業員目線での変革案を取り入れてDXを推進します。  ・情報を生かすDX戦略  戦略推進担当を配置し、一元管理された情報を活用することで、社内連携を強化しながらDXを推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 見出し：デジタル技術活用の環境整備 | | 記載内容抜粋 | 当社で蓄積した開発情報や顧客情報などの重要な情報も、時代とともにレガシー化し、活用しにくくなる傾向があります。この課題に対応するため、当社では経営陣を中心に社内システムの改修や機能強化を進めています。  組織面では、新たに管理部門とデジタル開発部の設立を予定しています。管理部門は、社内外の情報の集積と管理を担います。例えば、社内では営業部門が収集した売上データや納品実績データ、仕入先からの請求書や取引先への請求書など、売上に関する情報を管理します。また、公的手続き（年金、保険、税金など）についてはRPAを活用し、情報の一元管理を行います。  一方、デジタル開発部は、管理部門で収集したデータのデジタイゼーションを担います。これらの情報をチェック・分析し、作成したデータ表をサーバー上で部門間共有する仕組みを構築します。  さらに、人材面においては、適材部署へのスムーズな配置を可能にするため、SIP端末を導入し、人材リソースの確保を進めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXについて | | 公表日 | 2022年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.cmc-maeda.co.jp/dx.html  見出し：当社が目指すDX推進指標 | | 記載内容抜粋 | 取引先や社内の打ち合わせにおいて、Web会議システムの利用率70%を目指します。  デジタル技術を活用してリードタイムの短縮を図り、従業員の残業時間を10%削減します。  SIP端末の導入により、通話料を30%削減します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年9月26日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに代表取締役より発信  https://www.cmc-maeda.co.jp/company.html#message | | 発信内容 | 当社は、昭和25年（1950年）の設立以来70余年にわたり、動力伝導事業を営んでまいりました。  多様化・高度化するニーズに応えるべく、最適な技術や商品を提供することを目標とし、提案型企業としての姿勢を貫いて実績を重ねてまいりました。おかげさまで、各ユーザー様から多大なご信頼をいただいております。  特に、加工部門のネットワークを活用し、標準外製品の製作にも迅速に対応しております。また、充実した商品企画・調達機能を併せてご提供し、今後もユーザー様のご要望にお応えしてまいります。  さらに、動力伝導事業の一環として、安全性の高い工業ゴム（高引裂きシリコンゴム・USシリコンゴム）を応用した製品も取り扱っております。優れたサニタリー商品として、溶着加工品、成型加工品、切削加工品などを小ロットから柔軟にご提供しております。  これからも、安全性、耐久性、コスト面など、ユーザー様の多様なご要望にお応えする新しい素材や加工技術の開発に取り組み、皆様に満足いただける商品づくりを目指します。  また、社内環境の整備にも注力しており、DX（デジタルトランスフォーメーション）の一環として、ビデオ会議ツールの導入、CRM（顧客関係管理）の構築、SIP内線システムの導入などを進めております。今後もDX戦略を推進し、その成果を全てのステークホルダーと共有しながら、製品の品質向上に努めてまいります。  デジタル技術を活用し、お客様に選ばれる製品をご提供することをお約束します。  代表取締役耕 善一郎 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年6月頃　～　2025年1月※現在も継続中 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標を用いて課題把握を実施し、IPA入力サイトより提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年6月頃　～　2025年1月※現在も継続中 | | 実施内容 | 2022年6月に「SECURITY　ACTION」の「★★二つ星」を宣言しました。  自己宣言から毎年情報セキュリティチェックを実施し、従業員に対し啓蒙活動を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。